

# 所得拡大促進税制の拡充

**Q** 従業員の給与を増加した場合の税制措置を教えてください。

**A** 1. 平成三十年三月三十一日までに開始する事業年度

青色申告書を提出する法人・個人事業主が、次の適用要件をすべて満たした場合に、雇用者給与等支給増加額に対して、一〇%の税額控除（税額の一〇%が限度。中小企業者等は二〇%が限度）が受けられます。

（注）個人事業主は中小企業者等に含むこととします

**適用要件**

- ① 雇用者給与等支給額が、基準雇用者給与等支給額より、増加促進割合以上増加していること
- ② 雇用者給与等支給額が、前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者に対する給与等の支給額

額以上であること

③ 適用年度の継続雇用者一人当たりの平均給与（平均給与等支給額）が、前事業年度の継続雇用者一人当たりの平均給与を上回っていること

平成二十九年度税制改正では、賃上げに対するさらなるインセンティブを与えるため、高い賃

表① 適用要件③

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度		
平均給与等支給額	前期比2%以上増加の場合	前期比2%未満増加の場合
中小企業者等	雇用者給与等支給増加額×10% +前期からの雇用者給与等支給額の増加額×12%	雇用者給与等支給増加額×10%
中小企業者等以外	雇用者給与等支給増加額×10% +前期からの雇用者給与等支給額の増加額×2%	税額控除の適用なし

上げを行う企業への支援が強化されました。

適用要件③の賃上げ率が二%以上の場合は、既存の一〇%の税額控除とは別に、前事業年度からの増加額に対し、中小企業者等は一二%、中小企業者等以外は二%の税額控除を受けられます（表①）。ただし、中小企業者等以外で、増加率が前期比二%未満の場合は、税額控除が適用できなくなりました。

2. 平成三十年四月一日から三年以内に開始する事業年度

昨年十二月に、平成三十年度税制改正大綱が決定し、所得拡大促進税制について、次のような改組が行われます。平成三十年三月末までには国会の審議を経て成立する予定です。

(1) すべての企業

青色申告書をする法人・個人事業主が、平成三十年四月一日から三年を経過するまでの間に

税理士法人アフエックス  
（商工相談業務委嘱先）  
公認会計士・税理士  
**金子尚貴**

開始する各事業年度で、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額（給与等支給総額の対前年度増加額）の一五%の税額控除が受けられます。

この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額（前期および前々期の教育訓練費の額の年平均額）に対する増加割合が、二〇%以上であるときは、給与等支給増加額の二〇%の税額控除が受けられます。控除税額は、税額の二〇%が上限となります。

- (イ) 平均給与等支給額が、前年度比三%以上増加していること
- (ロ) 国内設備投資額が、減価償却費の総額の九〇%以上であること

平均給与等支給額は、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直しました。当期および前期の全期間の各月において、給与等の支給がある雇用者（平成三十年三月三十一日以前は、当期

用語説明										
雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」（役員およびその特殊関係者を除き、当該法人の国内の事業所に勤務する雇用者として貸金台帳に記載された者）に対する「給与等」の支給額									
雇用者給与等支給増加額	適用年度の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した残額									
基準雇用者給与等支給額	基準事業年度に支給した雇用者給与等支給額									
基準事業年度	平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度									
増加促進割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開始事業年度</th> <th>平成28年4月1日以降</th> <th>平成29年4月1日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業者等</td> <td colspan="2">3%</td> </tr> <tr> <td>中小企業者等以外</td> <td>4%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	開始事業年度	平成28年4月1日以降	平成29年4月1日以降	中小企業者等	3%		中小企業者等以外	4%	5%
開始事業年度	平成28年4月1日以降	平成29年4月1日以降								
中小企業者等	3%									
中小企業者等以外	4%	5%								
平均給与等支給額	雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する金額を給与等月別支給対象者（継続雇用者に限る）の合計数で除した金額									
継続雇用者	適用年度およびその前事業年度において、給与等の支払いを受けた雇用保険の一般被保険者である国内雇用者									

### 参考例

#### 中小企業者等の場合

当期の雇用者給与等支給額	1000万円（平均給与等支給額40万円）
前期の雇用者給与等支給額	900万円（平均給与等支給額36万円）
当期の教育訓練費	80万円
前期の教育訓練費	50万円
法人税額の20%	100万円

#### 要件の確認

賃金要件	40万円 $\geq$ 36万円 $\times$ 102.5%
人材投資等要件	80万円 $\geq$ 50万円 $\times$ 110% ※適用あり
税額控除額	(1000万円-900万円) $\times$ 25% =25万円<限度額100万円 ※税額控除25万円

および前期でそれぞれ一回以上給与等の支給がある雇用者）で、一定の者とするなどの所要の措置を講ずることとされています。**(2) 中小企業者等**  
青色申告書をする法人・個人事業主が、平成三十年四月一日から三年を経過するまでの間に開始する各事業年度で、平均給与等支給額が前年度比一・五%以上増加しているときは、給与

等支給増加額の一五%の税額控除が受けられます。  
この場合は、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の二五%の税額控除が受けられます。控除税額は、税額の二〇%が上限となります。  
(イ) 平均給与等支給額が前年度比二・五%以上増加していること  
(ロ) 次のいずれかの要件を満たす

こと  
① 教育訓練費の額が、前期の同費の額に対して、増加割合が一〇%以上であること  
② 事業年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その計画に従って経営力向上が確実に行われたと証明されること  
これは(1)の制度との選択適用

となります。したがって、(2)(ロ)の要件を満たさず、一五%の税額控除しか受けられない場合は、(1)の要件をすべて満たせるか判定する必要があります。  
**3. 税制改正の影響**  
これまでは、設立事業年度であれば、多くのケースで税額控除の適用がありました。改正後は適用を受けられません。  
また、前期と当期の通年で在籍している従業員がいない場合も適用されません。具体的には、二年目以上の正社員や、勤務時間が週二〇時間以上のアルバイトの年収が、前期比で一人当たり一・五%（大企業は三%）以上増加していなければ、税額控除ができません。  
さらに、税額控除額が「平成二十四年度との増加額」から「前期との増加額」に改正されたことで注意が必要です。例えば、従業員数がこの数年で増加し、急成長している会社は、これまで比較的多額の税額控除を受けられましたが、今回の改正では、税額控除が少なくなるケースも想定されます。